

Ⅲ 各表の記載要領について

1 別表一の二(一)「各連結事業年度の連結所得に係る申告書 — 普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」

- (1) この表は、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告をする場合に使用します。
- (2) 「旧納税地及び旧法人名等」の欄には、当期中に連結親法人の納税地又は法人名に変更があった場合には旧納税地と旧法人名を、本店又は主たる事務所と納税地が異なる場合にはその本店又は主たる事務所の所在地を記載します。
- (3) 「税務署処理欄」には記載しないでください。

- (4) 「

別表等	要	<input type="checkbox"/>	否	<input type="checkbox"/>
送付要否		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

」の欄は、税務署から送付する用紙以外の用紙を使用しているため、

翌連結事業年度以降、連結申告書別表セット及び勘定科目内訳明細書の送付が不要な場合には「否」欄に をします。

なお、現在、「送付不要」としている連結親法人が、翌連結事業年度以降、連結申告書別表セット及び勘定科目内訳明細書の送付が必要となった場合には「要」欄に をしてください。

- (5) 「

税理士法第30条 の書面提出有	<input type="checkbox"/>	税理士法第33条 の2の書面提出有	<input type="checkbox"/>
--------------------	--------------------------	----------------------	--------------------------

」の欄は、税理士法第30条《税務代理の権限の明示》

又は第33条の2《計算事項、審査事項等を記載した書面の添付》に規定する書面を申告書に添付する場合には、該当する欄に をしてください。

- (6) 「連結事業年度分の 申告書」の空欄には、連結確定申告書と連結中間申告書との区分に応じてそれぞれ「連結確定」又は「連結中間」と記載します。また、これらの申告書の修正申告書である場合には、その区分に応じてそれぞれ「修正連結確定」又は「修正連結中間」と記載します。
- なお、期限後申告書である場合には、「期限後連結確定」と記載してください。

(注) 連結中間申告書の場合には、

}	連結中間申告の	平成	年	月	日
	場合の計算期間	平成	年	月	日

にその計算期間を記載してください。

- (7) 「法人税額計10」の上段には、措置法第68条の67第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額を外書として記載します。
この場合、「控除税額12」及び「差引連結所得に対する法人税額13」の欄の記載に当たっては、この外書きをした金額を「10」に含めて計算します。
- (8) 「この申告による還付金額」及び「この申告が修正申告である場合」の各欄の外書には、法第81条の31《連結欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付の請求をした法人税の額で還付されていないものがあるときに、当該金額を記載します。
- (9) 「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額18」及び「還付金額24」の各欄は、修正申告をする場合において、法第81条の31第4項において準用する法第80条第6項《欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付する金額に係る還付加算金があるときは、その還付加算金の額を含めて記載します。
- (10) 「連結親法人が中小法人の場合」の各欄は、法第81条の12第2項《中小法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率》の規定の適用を受ける場合に記載します。